

アイリスイン知立宿泊約款

(本約款の適用)

第1条 当ホテルの締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

2 当ホテルでは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受をお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(員)による客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊を希望する方が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為を行う恐れがあると認められたとき。
- (4) 宿泊を希望する方が伝染病であると明らかに認められたとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められるとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊を希望する方が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申し込み(以下「宿泊予約の申込み」という)をお引受けした場合には、期間を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めるときがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、住所、国籍及び職業
- (2) その他の当ホテルが必要と認めた事項

(予約金)

第4条 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引受けした場合には、期間を定めて予約金の支払いを求めるときがあります。

(但し宿泊期間が3日を超える場合は3日間の宿泊料金を限度とする)

2 前項の予約金は、次条の定めるに該当するときは、同条の違約金に充当し、残金があれば返還します。

(予約の解除)

第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が宿泊予定の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし団体客(ペイニングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ)の一部について、宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10%以下にあたる人数(端数切り上げ)については、この限りではありません。

(違約金申し受け規約)

(1) 一般客

- イ 宿泊日の前日に以前に解除した場合
違約金はいただきません。
- ロ 宿泊日の当日に解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%

(2) 団体客

5部屋～9部屋未満

- イ 宿泊日の7日前までに解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%
- ロ 宿泊日の前日に解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%
- ハ 宿泊当日に解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金100%

10部屋以上

- イ 宿泊日の14日前までに解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ロ 宿泊日の7日前までに解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の50%
- ハ 宿泊日の前日に解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の100%
- ニ 宿泊当日に解除した場合
宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金100%

2 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の、午後10時(予め予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さないものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

4 宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日到着しなかった場合は、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%をいただきます。

(宿泊予約の解除)

第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当すること。
- (2) 第3条第1号の事項の申告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が申告されないとき。
- (3) 第4条第1項の予約金の支払いを請求した場合において、期間までにその支払いがないとき。

2 当ホテルは前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊者の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルのフロントにおいて次の事項を当ホテルに登録してください。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸他及び上陸年月日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他ホテルが必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が当ホテルの客室をあけていただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前10時とします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を前もって申し受けます。

但し午後3時を過ぎてのご使用は全額申し受けます。

10時以降 1時間につき、1,100円いただきます。

(料金の支払い)

第9条 料金の支払いは、通貨または当ホテルが認めた支払い方法により、宿泊者の到着の際または当ホテルが請求したとき、当ホテルのフロントにおいて行っていただきます。

2 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合は宿泊の継続をお断りすることができます。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当するとき
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第12条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。

2 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合をのぞき、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料を含むその後の宿泊料金はいただきません。

(貴重品)

第13条 貴重品は宿泊者ご自身で保持、管理をお願いします。

(駐車場の責任)

第14条 宿泊者が当ホテルの駐車場を利用する場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所を貸すものであって車輛の管理責任はまで負うものではありません。ただし駐車場の管理に当り、当ホテル故意又は過失によって損害を与えたときには、その賠償の責めに応じます。

(損害賠償)

第15条 禁煙室での喫煙(電子タバコやごみ箱内の吸い殻からの臭いを含む)が発覚した場合、消臭措置のための費用として違

約金 1 万円を請求します。

消臭措置等により当該客室を販売できない期間が生じた場合、その期間の基本宿泊料相当額を上記違約金に加算して請求します。

(原状回復)

第 1 6 条 宿泊客の行為により客室の原状回復が必要となった場合、以下の費用を請求します

- (1) 原状回復に要する実費
- (2) 原状回復期間中の当該客室の基本宿泊料相当額
- (3) その他発生する損害 (他の宿泊者の移動費用等)